

茅ヶ崎市総合体育館、体育館及び屋内温水プール内広告募集要領

広告掲載を希望される方は、次の各事項をお読みのうえ、お申し込み下さい。

1 広告の掲載場所及び募集件数

広告の掲載場所及び募集件数は次のとおりとなります。

掲載場所		募集件数	掲載場所情報等	
施設名・階数	掲載箇所			
ア 茅ヶ崎市 総合体育館 1階ロビー	ロビー内柱	A	1件	年間を通じて、体育館を使用するスポーツ大会・イベントの参加者が多数来館します。1階ロビーは、どの施設を利用する場合も、ほとんどの利用者が通行する場所となります。
		B	1件	
		C	1件	
		D	1件	
イ 茅ヶ崎市 体育館 1階窓口	窓口（下部） 壁面	1件	施設入口を入り、正面に位置します。窓口へは、施設使用料の支払い及び施設使用の許可書の提出のため、利用者（団体）が足を運びます。	
ウ 茅ヶ崎市 屋内温水プール 1階通路	施設内柱 (プールチケット受付場 所付近)	1件	プール利用者が必ず通行する場所です。	

※掲載場所の詳細は、スポーツ健康課へお問い合わせください。

2 広告の掲載位置

広告を掲載する位置は、《広告掲載位置（本要領7・8ページ）》のとおりとなります。

3 広告の規格

(1) 形状及び寸法

広告媒体の形状は、長方形とし、寸法は、次のとおりとします。

ア 茅ヶ崎市総合体育館	ロビー内柱	横	75cm	縦	50cm
イ 茅ヶ崎市体育館	窓口壁面	横	80cm	縦	50cm
ウ 茅ヶ崎市屋内温水プール	施設内柱	横	80cm	縦	50cm

(2) 図案及び色彩

図案は《広告図案（本要領9ページ）》のとおりとします。指定部分には、広告図案のとおり
の図案を掲載して下さい。広告掲載部分には、ご希望の内容の広告を掲載して下さい。指
定部分の図案については、データをお渡し致します。色彩は、次のとおりとします。

ア 指定部分：市が指定する色

イ 広告掲載部分：広告の掲載場所周辺との色合いを損なわないもの

(3) 注意事項

指定部分の図案については、無断転載等を禁じます。

4 広告掲載の方法（広告媒体）

広告掲載の方法としては、広告媒体としてラッピングフィルム等を扉に貼付する方法としま
す。また、広告媒体を撤去したときに柱や壁を損傷させることのないようにして下さい。

5 使用許可（広告掲載）期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

6 使用料（広告料金）

ア 1件122,400円（月額10,200円）

イ 1件102,000円（月額8,500円）

ウ 1件102,000円（月額8,500円）

7 広告の範囲

総合体育館、体育館及び屋内温水プール（以下「体育施設」という。）内に掲載する広告は、
その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないもの
とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条
（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 労働者の募集に係るもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係る
もの
- (17) 名前、写真、談話、商標及び著作物などを無断で使用したもの

- (18) 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が体育施設内の指定した場所に掲載するものとして適当でないと市長が認めるもの

8 広告の掲載ができない者

- (1) 個人である者（独立して自ら事業を営む者を除く。）
- (2) 市区町村民税を滞納している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、体育施設内への広告を掲載する者として適当でないと認められる者

9 広告掲載の申込み

(1) 受付期間

平成24年1月4日（水）から平成24年2月14日（火）までの間（いずれの日も午前8時30分から午後5時まで）

(2) 受付場所

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課（茅ヶ崎市総合体育館1階事務室内）

(3) 提出書類

ア 体育施設内広告掲載申請権利申込書（「茅ヶ崎市体育館条例、茅ヶ崎市体育施設条例及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例に規定する施設内の広告取扱要綱」第1号様式。本要領10ページ）

実印（法人の場合は代表者印）を押したもの

イ 市区町村民税の納税証明書（写し）又は領収証書の写し

(ア) 法人の場合

納期限の到来している直近の納税証明書（写し）又は領収証書の写し

(イ) 独立して自ら事業を営む者の場合

当該年度（4月1日から7月31日までに申し込む場合にあっては、前年度）の市区町村民税の納税証明書（写し）又は領収証書の写し

※ 納税証明書の写し又は領収証書の写しを提出する場合は、申し込み時にその原本を提示する必要があります。

ウ 事業内容を明らかにする書類

会社のパンフレット等

(4) 申込件数の制限

今回の募集で申込みのできる件数は、1件のみとします。ただし、申請権利の決定が行われると辞退ができませんので、ご注意ください。

(5) 注意事項

ア 提出書類は直接持参して下さい。郵送による提出は受け付けません。

イ 体育施設内広告掲載申請権利申込書の広告掲載場所欄の記載は、希望箇所を丸で囲んで下さい。

ウ 申込件数が受付期間内に募集件数に満たない場合には、広告掲載に係る行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）の申請権利決定日の翌日から随時申込みを受け付けます。その際の使用許可（広告掲載）期間の終期は平成25年3月31日（土）までとすることとし、始期はその都度定めるものとします。

エ 随時申込みの場合には、申込件数の制限はありません。

10 広告掲載に係る使用許可の申請権利の決定

(1) 日時

平成24年2月15日（水）

受付時間 午前9時30分から

開始時間 午前10時

※ 開始時間になりますと、入室できなくなりますのでご注意ください。

(2) 場所

茅ヶ崎市総合体育館 2階 第1会議室

(3) 決定方法

市職員による抽選で行います。

(4) 決定対象からの除外

次の各号に該当する場合には、使用許可の申請権利の決定対象から除外します。

ア 広告の内容が本要領7の各号に該当すると認められるとき。

イ 申込者が本要領8の各号に該当すると認められるとき。

ウ 申込者が本要領9(3)各号の提出書類を提出しないとき。

エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(5) その他

ア 当日は市職員による抽選で決定を行うため、申込者が必ず出席する必要はありません。

イ 使用許可の申請権利の決定については、申請権利を得た申込者（以下「申請権利者」という。）にはその旨を、申請権利を得られなかった申込者にはその旨及び理由を体育施設内広告掲載申請権利決定書により通知します。

ウ 申込件数が受付期間内に募集件数に満たずに、随時申込みを受け付けた場合には、先着順で使用許可の申請権利の決定を行います。

11 使用許可の申請

申請権利者は、必ず使用許可の申請を行って下さい。手続きは次のとおりとなります。

(1) 申請期限

平成24年2月29日（水）まで

(2) 受付場所

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課（茅ヶ崎市総合体育館1階事務室内）

(3) 提出書類

ア 茅ヶ崎市行政財産使用申請書（茅ヶ崎市市有財産規則第1号様式。本要領11ページ）

イ 広告の版下

実際に広告掲載する色彩で作成したもの。

ウ 広告に係る業が国、県、市又はその他の団体の許可等を要している場合、その書面の写し

※ 上記イ及びウの書類については、後日提出することができます。

(4) その他

随時申込みの場合には、その都度定めた期日までに申請書を提出していただきます。

12 広告の内容の修正

市長は、広告の版下を審査の結果、当該審査に係る広告の内容に修正をすべき箇所があるときは、その修正を申請者に求めることができます。

13 使用許可の決定

- (1) 使用許可の決定については、使用許可をするときはその旨を、使用許可をしないときはその旨及び理由を茅ヶ崎市行政財産使用決定通知書により申請者に通知します。
- (2) 次の各号に該当する場合には、使用許可は行いません。
 - ア 広告の内容が本要領7の各号に該当すると認められるとき。
 - イ 申請者が本要領8の各号に該当すると認められるとき。
 - ウ 申請者が本要領11(3)各号の提出書類を提出しないとき。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- (3) 使用許可をするときは、許可条件が付加されます。付加される許可条件は、《使用許可条件(本要領12ページ)》のとおりとなります。

14 使用料の納付

(1) 納付方法

使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市の発行する納入通知書により使用料を納付して下さい。納入通知書は、本要領13(1)記載の茅ヶ崎市行政財産使用決定通知書と同時に送付します。

(2) 納期限

平成24年4月13日(金)まで
(随時申込みの場合には、その都度定める期日とします。)

15 広告媒体の取り付け

- (1) 使用許可期間の始期日以降の指定した日時に広告媒体の取り付け作業を行って下さい。作業には市職員が立ち会います。
- (2) 広告媒体の取り付け作業は、市の指導に基づき行って下さい。

16 使用者の責任等

- (1) 広告の掲載内容及び広告媒体の管理に関する責任は、使用者が負うものとします。
- (2) 広告の制作、掲載及び撤去等は、使用者が自己の負担により行うものとします。
- (3) 使用者は、広告掲載について支出した有益費等を市長に請求できません。
- (4) 広告の内容に修正すべき箇所があるときは、市の求めに応じ、広告の内容を修正して下さい。

17 取りやめの申し出

広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出て下さい。

18 使用料の還付

既納の使用料の還付は、基本的に行いません。ただし、次の各号に該当する場合には、その額の全部又は一部を還付することができます。

- (1) 本市において広告の掲載場所を公用又は公共用に供するため、その許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (2) 使用者の責に帰することのできない理由により広告の掲載場所の使用の開始又は継続ができなくなったとき。

19 使用許可財産の原状回復の義務

使用者は、使用許可の期間が満了したとき又は使用許可を取り消され、若しくは使用者が自らの都合により使用許可を取り消したときは、市長が指定する期日までに使用者の負担により使用許可財産を原状に回復し、返還して下さい。この場合、届け出てその指揮検査を受けて下さい。

20 その他の注意事項

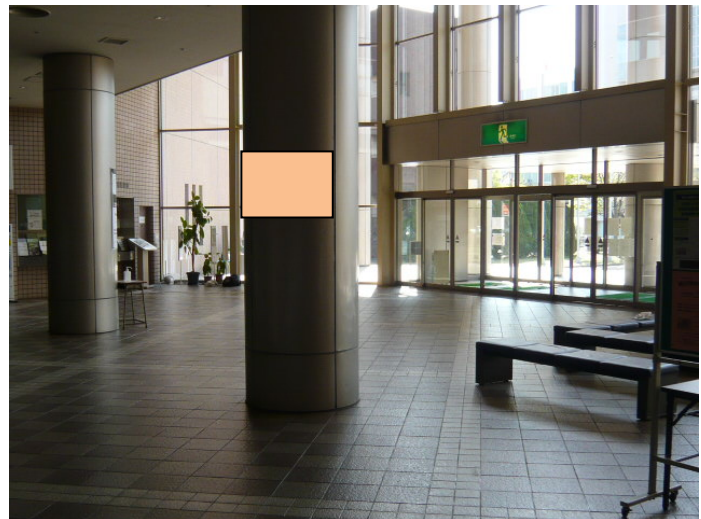
この要領に定めのない事項については、「茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例」、「茅ヶ崎市市有財産規則」、「茅ヶ崎市体育館条例、茅ヶ崎市体育施設条例及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例に規定する施設内の広告取扱要綱」その他関係法令の定めるところによります。

《広告掲載位置図》

ア 茅ヶ崎市総合体育館 1階 ロビー内柱



A

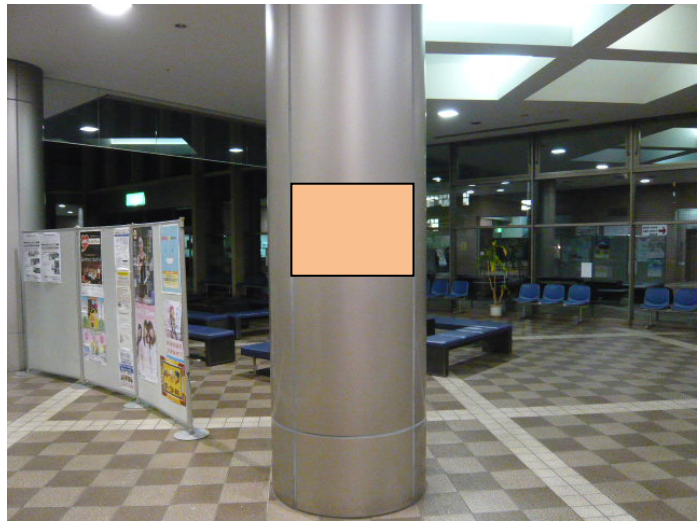


B



C

D



※A・B・C・Dの位置については、スポーツ健康課へお問い合わせください。

イ 茅ヶ崎市体育館 1階 窓口壁面



ウ 茅ヶ崎市屋内温水プール 1階 施設内柱



《広告図案》



※本図案はイメージです。本要領1ページ「3 広告の規格 (1) 形状及び寸法」に合わせて作成してください。ただし、広告の下10cmは**【指定部分】**として必ず上記の図案を掲載してください。

第1号様式(第7条関係)

体育施設内広告掲載申請権利申込書

年 月 日	
(あて先)茅ヶ崎市長	
申込者 住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
印	
電話番号 ()	
<p>体育施設内の広告掲載に係る行政財産の目的外使用の許可を申請する権利について次のとおり申し込みます。</p>	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載場所	<p>(1) 茅ヶ崎市総合体育館1階 ロビー内柱 A ・ B ・ C ・ D</p> <p>(2) 茅ヶ崎市体育館1階 窓口壁面</p> <p>(3) 茅ヶ崎市屋内温水プール1階 施設内柱</p>
申込み件数	件
添付書類	<p><input type="checkbox"/> 市区町村民税の納税証明書(写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業内容を明らかにする書類</p> <p><input type="checkbox"/></p>

第1号様式(第18条関係)

茅ヶ崎市行政財産使用申請書

年 月 日											
(あて先)茅ヶ崎市長											
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)											
住所					申請者						
氏名					印						
次のとおり申請します。											
申請目的		行政財産の目的外使用									
申請財産		名 称									
		所 在 地		茅ヶ崎市							
		<input type="checkbox"/> 土 地		<input type="checkbox"/> 地 目		<input type="checkbox"/> 地 積		㎡			
		<input type="checkbox"/> 建 物		<input type="checkbox"/> 構 造		<input type="checkbox"/> 床面積		㎡			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>									
申請期間		年 月 日から				年 月 日まで				日間	
申請理由 <small>(使用の目的・用途等)</small>		広告掲載のため									
添付書類		<input type="checkbox"/> 広告の版下 <input type="checkbox"/>									
次のとおり決定してよいでしょうか。											
決 裁		財 務 部 用 地 管 財 課				主 管		部		課	
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	担当	部長	課長	課長補佐	担当		
決定区分		<input type="checkbox"/> 許可します <input type="checkbox"/> 許可しません				起 案		・		・	
使 用 料		円				決 裁		・		・	
許可期間		年 月 日から				施 行		・		・	
		年 月 日まで				年間		公印使用		・	
決定理由						受付印					
許可条件											

備考 太枠内は、記入しないでください。

《使用許可条件》

- (1) 使用許可財産は、広告掲載のために使用し、その他の用途に供してはならない。
- (2) 使用者は、使用料を市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納入しなければならない。
- (3) 使用許可財産を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- (4) 使用許可財産は、常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (5) 使用者は、市長の承認がなければ使用許可財産の原状を変更してはならない。
- (6) 使用者は、その責に帰する理由により使用許可財産をき損したときは、市の指示に従い、速やかに原状を回復し、または損害を賠償しなければならない。
- (7) 使用期間中であっても、市において必要が生じたとき又は許可条件に違反する行為が認められるときは、市は直ちに使用許可の取り消しをすることができる。
- (8) 使用期間中であっても、「茅ヶ崎市体育館条例、茅ヶ崎市体育施設条例及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例に規定する施設内の広告取扱要綱」第11条第1項第1号、第2号又は第4号に該当するときは、市は直ちに使用許可の取り消しをすることができる。
- (9) 使用者は、広告の内容に修正すべき箇所があるときは、市の求めに応じ、広告の内容を修正しなければならない。
- (10) 広告の掲載内容は、使用許可の申請時に提出した広告の版下の内容を掲載するものとする。
- (11) 広告の掲載内容及び広告媒体の管理に関する責任は、使用者が負うものとする。
- (12) 広告の制作、掲載及び撤去等は、使用者が自己の負担により行うものとする。
- (13) 使用許可が満了したとき若しくは使用を廃止し、又は使用許可を取り消されたときは自己の負担により速やかに使用許可財産を原状に回復し、返還しなければならない。この場合、届け出てその指揮検査を受けなければならない。
- (14) この許可条件に定めのない事項については、「茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例」、「茅ヶ崎市市有財産規則」、「茅ヶ崎市体育館条例、茅ヶ崎市体育施設条例及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例に規定する施設内の広告取扱要綱」、「茅ヶ崎市総合体育館、体育館及び屋内温水プール内広告募集要領」及びその他関係法令の定めるところによる。